

鹿児島県素材生産事業連絡協議会規約

平成 2 1 年 6 月 2 2 日成立

鹿児島県鹿児島市東開町 3 番 2 号
電話 : 099(267)5681 / 099 (814) 2322
FAX : 099(267)2407 / 099 (251) 5317

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、鹿児島県内の林業生産と密接な関係にある者及びそれらの者で組織する団体をもって構成し、会員の緊密な連絡を図り、共通する諸問題を協議解決し、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、鹿児島県素材生産事業連絡協議会(略称:「県素連」)と称する。

(地 区)

第3条 会の地区は、鹿児島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の要望意見等を収集、交換、調整するとともに、関係諸官庁への建議、具申、陳情並びに関係団体との連絡、折衝
- (2) 会員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は本会事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (3) 会員の福祉の向上を図るための諸制度及び林業の担い手対策についての調査研究
- (4) 前各号のほか、目的達成のために必要な事項

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 素材生産業、又は造林業を行う事業者又はその事業者で組織する事業協同組合であること。又は本会の趣旨に賛同する者。

(2) 本会の地区内に事業所を有すること。

(加入及び入会金及び会費)

第7条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、会に加入することができる。

2 本会は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

3 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金の払込み)

第8条 前条第2項の承諾を得た者は、延滞なく、加入金の全額の払込みをしなければならない。ただし、入会金は会員が脱退しても返還しない。

(自由脱退)

第9条 会員が本会を脱退する場合は、所定の脱退届を本会に提出するものとする。ただし、すでに納入した年会費は返還しない。

(除 名)

第10条 本会の目的達成上、義務を怠り又は信用を失う行為があったときは、総会の審議により除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(届 出)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出さなければならない。

(1) 氏名及び名称(法人たる会員にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

第4章 役員、顧問及び相談役

(役員の数)

第12条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任することができる。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(員外理事)

第14条 理事のうち、会員の役員でない者は、1人を超えることができない。

(役員の選任)

第15条 会長等の役員の選任は、次による。

- 1 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長とし、理事会において選出する。

(役員の職務)

第16条 会長等の役員の職務は、次による。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはその職務を代理する。
- 3 監事は本会の会計及び業務執行を監査する。

(役員の報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 総会、理事会

(総会)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも理事会の議決を経て、会長が招集し、その議長は出席した会員の中より選出する。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、決議にあたっては出席者の過半数以上の同意を要する。可否同数の時は議長がこれを決する。

(総会の議決事項)

第20条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正

- (2) 本会の解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

(理事会)

第22条 理事会は、会長が招集しその議長となる。

(理事会の議事)

第23条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

第6章 会 計

(収 入)

第24条 本会の収入は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告書、収支決算書の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、設立年度においては、この限りではない。

附 則

1. この規約は、平成23年5月30日から施行する。
1. この規約は、平成27年5月15日から施行する。